



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2023/10/2

NO.531 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

インボイスどうすれば?!

「自分はインボイスには反対だから登録申請はしないと決めている」と、ある会員さんは業者に堂々と話したそうです。

インボイスの登録申請が9月末と迫る中、「インボイスの登録申請はどうすればいいか悩んでいる」「免税事業者だが元請から言われてやむを得ず申請をした」「インボイスの登録申請をすれば、消費税の申告はいつからか」など相談が寄せられています。

「登録申請はしないつもりだったが、元請からの圧力で、登録をせざるを得なかった」「インボイス登録をすると売上に関係なく、来年から消費税の納付が出てくる。とても負担になるが取引先との関係があつて・・・」「こんな制度は本当に良くない。小さい業者から税金をもっていくインボイスは中止にするべきだ」など怒りの声が届いています。

免税事業者が10月1日からインボイス登録をする場合、9月末までに申請書を税務署に提出します。消費税の計算は、10月から12月の3ヶ月分となり、来年3月に消費税申告と納付が必要になってきます。

10月以降でも申請書に「登録希望日」を記載すれば、インボイス登録申請は可能です。

インボイスが始まった場合

インボイスに記載する事項

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとの消費税額
- ⑥ 事業者の氏名または名称

※軽減税率の対象となる取引がない場合は、「8%対象0円、消費税0円」という記載は不要です。
 「10%対象□□□円、消費税□□□円」のみの記載となります。



10月1日から改定
 新潟県最低賃金 931円に
 時間額の最低賃金が931円に引き上げられます。現在の890円から41円の引き上げになります。

10月実施はインボイス制度ではなく

消費税 5%の減税!

- ◆登録は9月末まで
- ◆登録した後でも登録の「取り下げ」が可能(9月29日必着)
取り下げ件数が1万件超え(フリーランスの会調べ 6月末時点)
- ◆物価高で営業とくらしが大変! インボイス制度は実施中止を!

過払い金の相談も受付しています

10月の無料法律相談

日時 10月11日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所
 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 10月6日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2023/10/2

N0.531 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

関川村子育て世帯支援給付金(関川村ホームページより一部抜粋)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等の様々な困難に直面した子育て世帯等の経済的支援を行うため、村独自の給付金の支給です。

支給対象者

令和5年8月1日時点で、村の住民基本台帳に記録されている、対象児童及び学生等を養育する方

支給額

児童及び学生1人あたり1万円

支給手続き

申請が不要の方

令和5年8月分の児童手当受給者及び児童手当支給対象となる児童と
 きょうだいの高校生を養育する方は申請不要

申請が必要な方

- ・所属庁から児童手当が支給されている公務員・特例給付対象外の方
- ・上記以外で、村の住民基本台帳に記録されている児童(平成20年4月2日以降に出生)を養育する方・高校生のみを養育する方・大学生等を養育する方
- ・令和5年8月1日以降に出生した新生児を養育する方

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に役場に提出してください。

【添付書類】

- ・申請者の本人確認書類の写し・通帳又はキャッシュカードの写し
- ・学生証の写し又は在学証明書等の在学していることがわかるもの(大学生等のみ)

申請期限 令和6年3月31日

子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面する子育て世帯に対する支援として「子育て世帯生活支援特別給付金」で、全国一律の制度です。

支給金額 児童1人当たり一律5万円

申請期間 令和6年2月29日(木)まで

支給対象【ひとり世帯】

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食品等の物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方など

【ひとり親世帯以外】

- ① 平成17年4月2日以降に生まれた子供を監護する方で、令和5年1月以降に物価高騰の影響で家計が急変し、収入が住民税均等割非課税相当と同水準となった方など

申請先 お住いの市町村の福祉課やこども課

申請書類 支給対象によって、申請が必要な場合と不要な場合があります。